

○厚生労働省告示第二百九十一号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第一項の規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）の一部を次の表のように改正する。ただし、この告示の日から起算して六月を経過する日以前に製造され、又は輸入された清涼飲料水を加工し、使用し、調理し、保存し、又は販売する場合に限り、なお従前の例によることができる。

令和五年十月十八日

厚生労働大臣 武見 敬三

(傍線部分は改正部分)

改正後

改正前

第1 食品

A～C (略)

D 各条

○ 清涼飲料水

1 清涼飲料水の成分規格

(1) (略)

(2) 個別規格

1. ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行わないもの

a 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第1欄	第2欄
(略)	
鉛	<u>0.01mg</u> / 1以下であること。
(略)	

b (略)

2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの

次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第1欄	第2欄
(略)	
鉛	<u>0.01mg</u> / 1以下であること。
(略)	

第1 食品

A～C (略)

D 各条

○ 清涼飲料水

1 清涼飲料水の成分規格

(1) (略)

(2) 個別規格

1. ミネラルウォーター類（水のみを原料とする清涼飲料水をいう。以下同じ。）のうち殺菌又は除菌を行わないもの

a 次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第1欄	第2欄
(略)	
鉛	<u>0.05mg</u> / 1以下であること。
(略)	

b (略)

2. ミネラルウォーター類のうち殺菌又は除菌を行うもの

次の表の第1欄に掲げる事項につき同表の第2欄に掲げる規格に適合するものでなければならない。

第1欄	第2欄
(略)	
鉛	<u>0.05mg</u> / 1以下であること。
(略)	

3. (略)  
2 ~ 4 (略)  
(略)

3. (略)  
2 ~ 4 (略)  
(略)